

## 第 8 4 号議案

中野区健康福祉審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

健康福祉審議会の委員の定数を改める必要がある。

## 中野区健康福祉審議会条例の一部を改正する条例

中野区健康福祉審議会条例（平成8年中野区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「32人」を「38人」に改め、「の各号」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 改正後の第3条第1項の規定による中野区健康福祉審議会の委員の委嘱に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。